

## 第 9 7 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号ア（イ）中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同号イ（ア）中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号イ（イ）中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「について同じ」を「において同じ」に改める。

第42条第2項中「場合にあっては」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第

19条第2号」に改め、「を含む。)と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を、「要する費用」と」の次に「、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

#### (提案理由)

こども家庭庁の設置に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。